

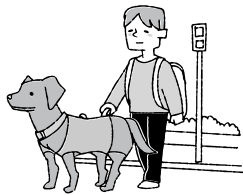
障がいと合理的配慮を知り、 地域で支える共生社会へ

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

八頭町に暮らす約16,000人のうち、何らかの障がいをお持ちの方は約10人に1人の割合でおられます。障がいについて理解を深め、相手の特性や場面に応じた配慮を行うことで、支援が必要な方だけでなく、誰もが安心して暮らせる地域共生社会につながります。

身体障がい

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、手足の不自由、心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい等さまざま、生まれつきの症状のほか、事故・病気によるものもあります。



知的障がい

先天的に理解力や判断力が弱い、人や環境になじみにくいなど、生活に支障があります。ちょっとした声かけなどの支援で解決することも多く、軽度の場合は本人も周囲も気付かないことがあります。



精神障がい

統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障のある状態です。仕事などのストレスがきっかけとなる例が増えていますが、服薬や周りの環境をかえることによって状態が安定することもあります。



事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、障がいのある方への「合理的配慮の提供」の義務化が行政機関等のみから事業者にも拡大されます。

■ 合理的配慮の提供とは？

障がいのある方から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くための何らかの対応を求められたときに、**負担が重すぎない範囲**で対応を行うことです。

■ 補助制度はありますか？

合理的配慮の提供を目的とした整備を行う場合、補助金が利用できる場合があります。

※予算に限りがあるため、まずはお問い合わせください。

①障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

携帯用スロープの設置、
聴覚障がい者接客用タブレットの購入など

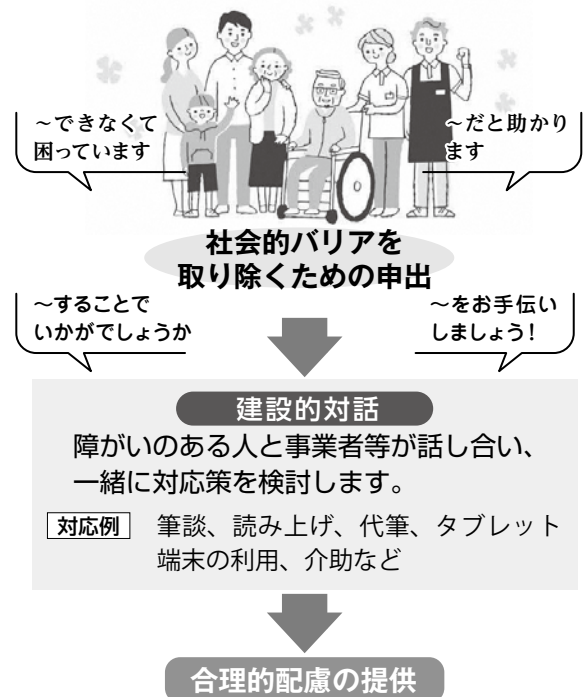
②福祉のまちづくり推進事業補助金

施設をバリアフリー対応に整備
(出入口の段差解消、トイレの洋式化など)

問い合わせ

①鳥取県社会福祉協議会 ☎0857-59-6334

②八頭町役場福祉課 障がい福祉係 ☎72-3590



船岡地区まちづくり委員会 設立5周年記念 尺八コンサートを開催しました!

船岡地区まちづくり委員会設立5周年を記念して、「設立5周年記念尺八コンサート」が10月30日(月)に船岡地区福祉施設で開催されました。

船岡地区まちづくり委員会は、令和元年5月に設立され、同年8月から船岡地区公民館で活動をスタートし、行政と共に船岡地区の地域福祉の推進を担ってきました。

現在の活動拠点である船岡地区福祉施設(旧船岡保育所)には、式典当日、地域の方をはじめ、これまで関わった集落支援員など、73人と多くの方が集まり、節目を祝いました。



「いきいき百歳体操」 重りをつけて筋力運動

参加者は、ゲストの尺八奏者 TERU 功山さんが演奏する「時の流れに身をまかせ」「愛燦燦」など名曲の数々を一緒に口ずさみ、演奏の合間の軽妙なトークを楽しみました。また、琴奏者の本城京子さんがサプライズ登場し、尺八と琴が織りなすハーモニーに会場から盛大な拍手が送られました。

池本秀行委員長は「コロナ禍の運営は大変だったが、地域の皆さんの期待に支えられて活動を継続することができた。これからもここが皆さんの心の居場所となり、地域で元気に長生きできるよう活動に取り組みたい」と話されました。



尺八の艶やかな音色を楽しむ参加者

八東地区まちづくり委員会 ミニ運動会で楽しく体を動かしました!

八東地区まちづくり委員会で10月9日(月・祝)にミニ運動会が開催されました。参加者は恒例の紅白玉入れやパン釣りのほか、風船リレーやボーリング競争、段ボールで作った足跡に乗って進む「大きな足跡」など、さまざまな競技を楽しみました。集まった仲間と一日気持ち良く身体を動かした参加者は笑顔であふれていました。

まちづくり委員会では、カフェやレクリエーションなど楽しい企画をたくさん準備しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。



「大きな足跡」 一步一步前に進むことに苦戦!

八頭町障がい者等就職支度金 支給事業のご案内

一般就労(トライアル雇用を除く)が決定した障がい者等に対し、被服・用具等就職に必要な生活用品の購入費の一部として就職支度金を支給します。

支給対象者 次のいづれにも該当する方

- その保護者または世帯主が八頭町内に居住する、16歳以上25歳未満の障がいあるいは難病がある方
- 公共職業安定所や学校、就労継続支援・就労移行支援事業所の紹介により一般就労が決定した方

支給額 35,000円

- 提出書類**
- 障がい者手帳あるいは特定医療費受給者証
 - 卒業証書または修了証明書等

注意事項

- 支給は1回限りです。
- 6カ月以上雇用される見込みがある方が対象です。
- 就職しなかった場合、または就職先が変更になった場合は届け出が必要です。場合によっては支給額を返還していただくことがあります。

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 ☎72-3590